

信州型フリースクール 認証制度のご案内

令和6年度版

令和6年4月に、一定の基準を満たすフリースクール等民間施設を県が認証し、必要な支援等を行う制度を創設しました！

主な認証基準

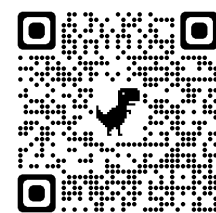
<2つのタイプにより認証基準が一部異なります>

| 項目 | 居場所支援型 | 学び支援型 |
|------------|--|--|
| 活動目的 | 県内に所在し、不登校児童生徒等への支援を主な目的としていること (法人・個人は問わない) | |
| 利用児童生徒数 | 県内居住の義務教育段階の不登校児童生徒等が複数人利用していること | |
| スタッフの資格 | 資格等の保有は問わない | 1人以上が教員免許を取得していること |
| 開所日数 | 週1日以上、平日の日中時間帯に開所していること | 週3日以上、平日の日中時間帯に開所していること |
| 活動実績 | 1年以上の活動実績があること | |
| 在籍校との連携・協力 | 利用者の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、在籍校と十分な連携・協力関係を構築していること | |
| 在籍校での出席扱い | 在籍校での出席扱いは問わない | 在籍校での出席扱いは問わないが、希望がある場合、そのうちの1人以上は出席扱いを受けていること |

※全13項目ある基準等の詳細は、「信州型フリースクール認証制度実施要綱」をご確認ください。

- ・認証は、3年間有効です。
- ・申請書類の審査・現地調査等、一定の手続きを経た上で、実施要綱に基づく認証懇談会構成員の意見等を踏まえて認証されます。
- ・認証のスケジュールや手続きフローは裏面をご覧ください。

要綱や申請書類等は、こちらからダウンロードできます（長野県HP）



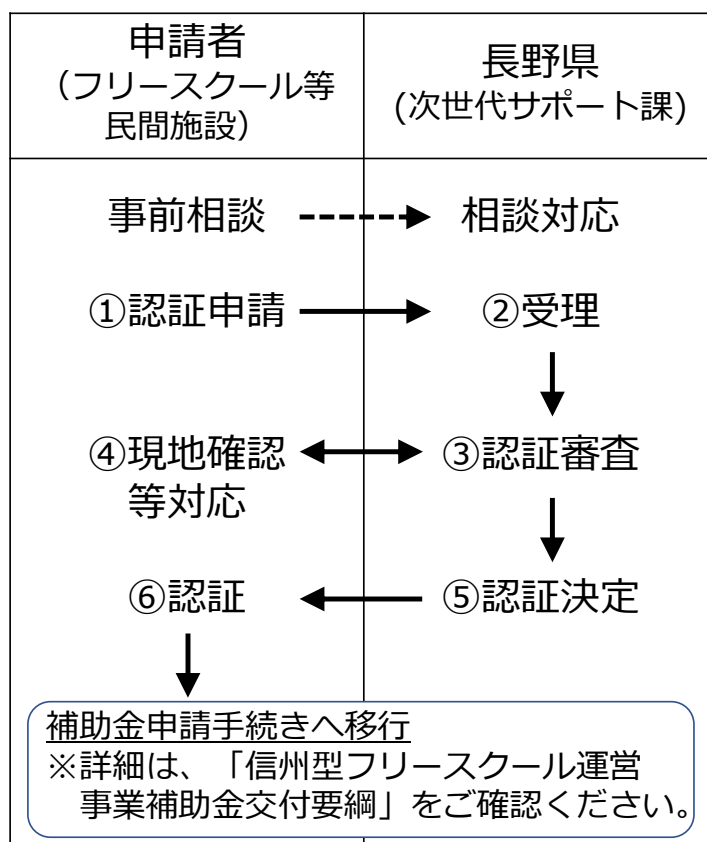
認証フリースクールは、
運営経費に係る補助金の申請が可能です。

| 認証区分 | 居場所支援型 | 学び支援型 |
|--------|--|------------------------------------|
| 補助対象経費 | 【職員人件費】 ・ 認証区分に応じて必要な支援員及び事務員等の人件費 【支援充実に必要な経費】 ・ 外部講師の謝金、旅費 ・ 職員の研修会開催費、外部研修の参加費 ・ 学びに資する教材費 ・ 体験活動に要する経費 | |
| 補助率 | 1 / 2 以内 | |
| 補助限度額 | 1 者あたり開所日数や実利用人数により 年間48～60万円 | 1 者あたり開所日数や実利用人数により 年間140～200万円 |

■ R6 スケジュール (第1期)

- ・ 4月15日～随時
事前相談
 - ・ 4月22日～5月21日
認証申請受付
 - ・ 5月～6月
書類審査、現地確認等
 - ・ 7月
認証の決定
 - ・ 8月
運営補助金の申請受付予定
- ※第2期以降は
状況に応じて案内予定

■ 認証の主な手続きフロー



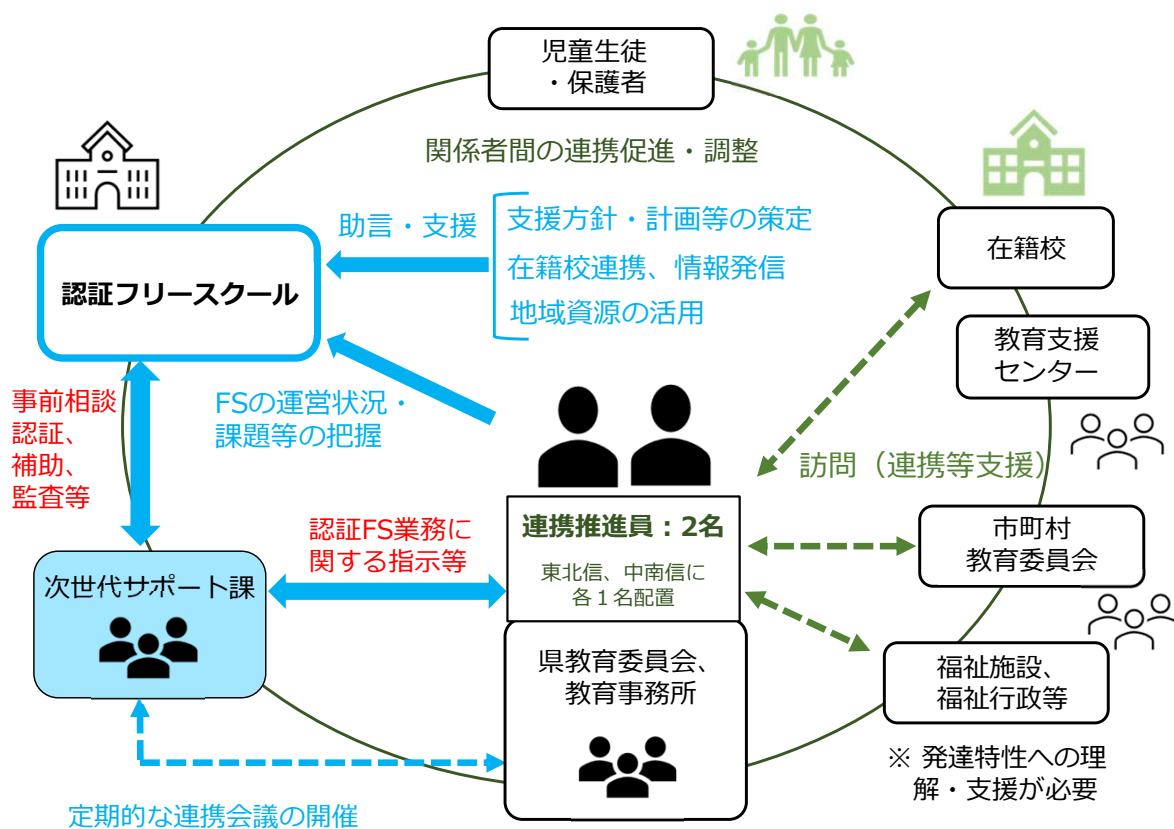
認証フリースクールに対しては、運営経費の補助のほか、
研修・情報発信・連携促進等のトータルでの支援を順次進めており、
増加する不登校児童生徒等の多様な学びの場の確保・充実を図ります。

<不登校支援機関連携推進員の配置について>

R 6～不登校支援機関連携推進員（会計年度任用職員）

○不登校児童生徒等やフリースクール等民間施設の増加を踏まえ、市町村教育委員会、在籍校、教育支援センター、FS等民間施設など、不登校児童生徒の支援に関わる関係機関の連携を促進

○認証FSの活動内容・運営状況を把握し、支援方針や計画策定、在籍校等との連携に対して助言・支援



- ・不登校関係の各種調査等
- ・支援関係者向け研修会 他

（参考）業務内容の例

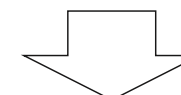
◆市町村教育委員会や在籍校、教育支援センター、認証FSを訪問し、不登校児童生徒等への支援状況を把握するとともに、広域的な観点から、課題解決や支援機関相互の連携体制づくりを促進。

◆認証FSでは、利用者の支援方針や支援計画の策定ノウハウを持ち合わせていないケースが想定されることから、策定・評価手法の助言や、保護者や在籍校・市町村教育委員会等との共有を促す。

◆FSの運営方針や支援内容、料金体系等の情報公開や、その発信方法等について助言を行い、幅広い情報公開を促す。

◆教育以外の分野（福祉、行政）の支援機関との連携体制づくりや、地域資源（自然・文化・人材）との橋渡しによる個々の児童生徒に合った、信州らしい多様な学びの提供に貢献。

◆支援チーム会議、支援関係者向け研修会、不登校関係の各種調査などの情報の把握・整理、統計作業等を担う。



子どもにとって最適な居場所で学びが継続されるよう、不登校児童生徒等への支援体制の充実と関係者間の連携を推進

動画ライブラリーのおしらせ

「発達障がい」ってなんだろう？どんなことが困るのかな？など、発達障がいについて知りたいすべての皆様にお勧めの動画を作成しました。「発達障がい」に関する基本的な知識と、ちょっとした接し方の工夫などをお伝えしていきます。随時更新中です。

詳細はこちら



長野県内の医療機関情報

発達障がいの診療に関して、掲載許可をいただいた医療機関のみ一覧にしています。
※QR コードから PDF ファイルをダウンロードしてご覧ください。

PDF はこちら



発達障害啓発週間

毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」として、社会全体で発達障がいの啓発に取り組む機会とされています。

取組の

詳細はこちら



お問い合わせ先

長野県発達障がい情報・支援センター「といろ」

〒390-0802 長野県松本市旭 2-11-30

TEL : 0263-37-2725 FAX : 0263-37-3350

(平日 9時~16時)



HP はこちら



長野県発達障がい情報・支援センター

といろ



長野県 PR キャラクター『アルクマ』
©長野県アルクマ

長野県発達障がい情報・支援センター「といろ」は、県内の発達障がいのある人たちおよびご家族の暮らしを支えていくため、信州大学医学部附属病院が長野県から業務委託を受け運営しています。

十人十色の多様性が認められる世の中になることを願い、愛称を「といろ」としています。



ゆい「結」…長野県発達障がい者支援のシンボルマークです。

といる の 取組



人材育成

支援者向け研修会や講師派遣、支援機関や支援者への支援を行っています。



情報収集発信

県内外の情報収集とエビデンス(根拠)に基づいた信頼性のある情報をホームページにて発信しています。



普及啓発

発達障がいの特徴や対応方法についての講演会や研修会の実施、パンフレットや動画の作成をおこなっています。



連携

医療・教育等との連携強化、各圏域の状況把握、ネットワークづくりをしています。



相談支援

相談内容に合わせた福祉制度やその利用法、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の紹介を行っています。

発達障がいサポート・マネージャーとは

地域における乳幼児期から成人期までの一貫した支援の連携体制を構築するため、県内 10 の圏域に「発達障がいサポート・マネージャー(サポマネ)」(※)を配置しています。
(※)長野県発達障がい情報・支援センターの兼務職員

10 圏域



サポマネの主な業務～2つの柱

発達障がい児者の
支援者への支援

ネットワーク・
地域づくりの支援

詳細はこちら



発達障がい児者の支援者への支援

- ① コーディネート
教育・医療等、各分野が連携してチーム支援を進めていくお手伝いをします。
- ② コンサルテーション
困難ケースへの相談に応じ、支援者のサポーターとして共に解決策を検討します。
- ③ 地域の支援力向上
発達障がいの理解啓発などを目的とした研修会や勉強会で講師も務めます。

ネットワーク・地域づくりの支援

乳幼児期から成人期に至る、それぞれのライフステージにおける連携により、各圏域において「切れ目のない支援体制」を関係機関の皆さんと一緒に作ります。

◆福祉と教育◆ともに学ぼう！

ヤングケアラー のこを みんなて学ぶ 研修会

無料

会場 or
オンライン

きょうだい児
きょうだい 編



有馬桃子さん



相澤純也さん



小口智世さん



清水彩夏さん



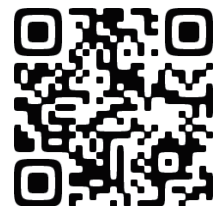
2024 **8.10** ± 13:00→16:00

伊那公民館 講堂 (伊那市中央 5052 番地)



無料 P あり
伊那北駅より徒歩 7 分

申込



| | |
|-----|---|
| 主催 | 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 (長野県委託事業) |
| 共催 | 伊那市、伊那市教育委員会 |
| 問合せ | 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 総務企画部企画グループ (平塚、西澤) 電話: 026-228-4244 FAX: 026-228-0130 Mail: kikaku@nsyakyu.or.jp |

What's きょうだい児？

「きょうだい」または「きょうだい児」とは、病気や障がいのある兄弟姉妹を持つ人のこと。友人関係や就職先の選択、結婚、親亡き後など、人生の局面で様々な悩みがありますが、当事者や親ではないことから支援が受けづらく、一人で悩みを抱え込んでしまうことも。兄弟姉妹の病気や障がいの程度、および家庭の状況によっては、家庭内で家事や介護などのケアの責任を過度に担うヤングケアラーになってしまうこともあります。



12:30 ○ 受付開始

13:00 ● 開会

13:30 ● 基調講演

ヤングケアラーの理解にむけて
～きょうだいの視点から～



にじいろもびーる代表
有馬桃子さん

知的障がいのある妹と2人姉妹で育つ。特別支援学校教員を経て、現在はNPO法人なかのドリームに心理士として勤務の他、保育園や成人施設でのヴィオラと音楽遊び講師、東京都特別支援教室巡回相談心理士、訪問介護等に従事。「地域できょうだい児とその家族を応援したい!」という思いのもと2019年秋に東京都杉並区・中野区を拠点に「きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる」を立ち上げ代表を務める。大人のきょうだいのセルフヘルプグループ「きょうだい支援の会」の運営係やきょうだいや家族に関する講演、保護者向けのワークショップにも携わっている。

14:40 ● シンポジウム

ヤングケアラーをとりまくそれぞれの関わりと地域づくり



南信州きょうだいの会
こたつむり 代表
相澤純也さん

知的障害の兄を持つきょうだい当事者。他人に相談できず苦しかった自身の経験から、当事者グループ「南信州きょうだいの会こたつむり」を主宰し、定期的な交流会の実施のほか、映画上映会や講演会を通して「きょうだい」の理解を深める活動を行っている。



産業カウンセラー
労務コンサルタント
小口智世さん

きょうだい児のこどもが不登校だったため、月1回「行きしぶり・不登校の子どもを持つ親のおしゃべり会」を「Toiro Base (十色基地)」で開催。これまでの経験から「ありのままが認められる地域」を目指し、2023年から箕輪町議会議員としても活動中。



居住支援法人ふれあい 相談員
清水彩夏さん

長野県で5例目の居住支援法人として令和5年3月から活動。箕輪町内で「Toiro Base (十色基地)」を運営し、1階は居間や調理ができるフリースペース、2階はお泊り基地として、住まいに困った方を受け入れる宿泊場所として開放。時には近隣の子ども達が集う子ども食堂の会場としても活用されている。

16:00 ● 閉会



こ わかもの こせい たようせい たいせつ
子ども・若者が個性と多様性を大切にされ、
みらい ゆめ ちようせん てつだ
みんなが未来への夢に挑戦できるお手伝いをします。

ながのけん

長野県ヤングケアラー

せんよう そうだん まどぐち

専用相談窓口

あなたがやりたいことをあきらめず、
あんしんできる未来にするために
コーディネーターがいっしょに考えます。



ヤングケアラーとは、かぞく せわ かいご てつだ
家族の世話や介護が「手伝い」
はんい こ おお じかん かぞく つか
の範囲を超え、多くの時間を家族のために使ってい
じょうたい こ わかもの い
る状態の子ども・若者のことを言います。

くわ
詳しくはこちら [長野県 ヤングケアラー](#) 検索



「あっ!」と気づいたあなた。お気軽にご連絡ください。

☎ 026-228-4244

げつ きん ぜん じ ぶん ごと じ
月～金 午前8時30分～午後5時まで

せんよう そうだん
専用相談フォーム
24時間受付

右の二次元コードからインターネット
受付フォームへアクセスしてください



しゃかいふくしほうじん ながのけんしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

かぞく せわ かいご
家族の世話や介護で

おも
**「しんどい」思い
 していませんか?**



家族

かぞく

ごめんね
 ガマンさせて
 わたし
 でも私も
 がんばっているの

もしかして
 わたし
 私って
 ヤング
 ケアラ-?

わたし
私だけ?
 ともだち
友達と
 あそ じかん
遊ぶ時間が
 ないのは



本人

ほんにん

どうしよう!!
 べんきょう
勉強する
 じかん
時間がなくて
 じゅぎょう
授業について
 いけない

おかあさん
 み
ぼくも見て!!



きょうだい児

じ

どのように
 こえ
声をかけたら
 いいのか
 わからない



学校の先生・福祉の人

がっこう せんせい ふくし ひと

おやこ
あの親子
 さいきん
最近
 げんき
元気ないね



地域の人・身近な大人

ちいき ひと みちか おとな



社会福祉士

しゃかいふくしし

き
聴きます
 ひみつ
秘密は
 まも
守ります

その みんなの **お悩み**
 コーディネーターがお聴きします。

つながる
 てつだ
お手伝いを
します



社会福祉士

しゃかいふくしし

☎ **026-228-4244**

げつ きん 4
 月~金 午前8時30分~午後5時まで

せんよう そうだん
専用相談フォーム
 じかん うけつけ
24時間受付

右の二次元コードからLINE
 お友達登録後、トークから
 相談してください



しゃかいふくしほうじん ながのけんしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

ヤングケアラー等支援のための外国語対応通訳派遣支援事業 (長野県委託事業)

1 目的

長野県内において日本語を解さない家族の世話をしているヤングケアラー対象者は家族の行政手続きや医療受診等の際、学校を休んで通訳を担わざるを得ない状況にあり、過度な責任の重みや緊張感による精神的な負担が生じている場合がある。

こうした世帯に対して、日常生活上の手続きにおいて通訳者の派遣支援を行い、当事者の学びの機会の保障と精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象者

日本語を解さない家族の世話をしている小学生、中学生、高校生、大学生（専門学校等含む）及びその家族

3 助成額（当事者負担なし、本事業で下記の基準により助成を行う。）

○報酬：通訳時間1時間につき2,000円とし、1回上限10,000円まで
(15分未満切り捨て)

使用例：転居に伴う行政手続きに関する通訳
学校における進路指導等の通訳
病院における手術後の説明や定期通院時の病状説明の通訳 など

○交通費：自宅から派遣先までの往復分を県社協の規程に基づき支払い。
(移動時間は報酬に含まない。)

4 利用方法

①当事者や支援者から長野県社会福祉協議会（以下「県社協」）に相談。
(電話、メール、LINE、オンラインフォーム、対面 等)

②ヤングケアラーコーディネーターがアセスメントし、支援を調整。

③長野県国際化協会に通訳者の紹介を依頼。

④長野県国際化協会から通訳者の紹介を得る。

⑤ヤングケアラーコーディネーターが支援を調整し、通訳支援を実施。

⑥県社協へ通訳者が支援状況を報告。

⑦県社協が支援結果を確認し、通訳者の指定した口座へ入金。

※当該年度に1世帯あたり原則3回を上限とする。ただし、継続的かつ伴走的に支援が必要と考えられる世帯にあっては、教育や福祉等の関係者が参画する支援会議等にて必要性をその都度確認したうえで、上限を超えて利用することができる。

